

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第 18 条及び 19 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症 (注)	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡^{そう}、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p> <p>※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。</p> <p>※特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。</p>	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで
	百日咳 ^{せき}	特有の咳 ^{せき} が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹 ^{しん} (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹 ^{ちよう} が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 ^{しん}	発疹 ^{しん} が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹 ^{しん} が痂皮化 ^か するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるその他の感染症 (以下)	
	溶連菌感染症、A 型肝炎、B 型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

(注) 学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項により第一種感染症とみなされるものを含む。